

移動観覧席保守点検業務実施要領

1 目的

飛騨コンベンションホールに設置してある移動観覧席設備の使用、収納及び、椅子起倒装置等の諸機能を常に安全且つ正常な状態とし、設備利用者に常に良好な状態で利用して頂けるように、また長期にわたり良好な状態を保てるように維持管理を行うものである。

2 総則

- (1)維持管理を行う者は移動観覧席の維持管理方法等について知識のある者とする。
- (2)本業務に関する技術的責任は全て指定管理者が負うこと。

3 維持管理対象設備

維持管理の対象となるのは下記使用の移動観覧席設備である。また収納庫、カーテンレール等移動観覧席に付随する構造物等まで含むものとする。

移動観覧席	形 式	A H P - A 8 0 0 0 (特)	4 8 0 席
	製作会社	愛知株式会社	

4 維持管理内容

移動観覧席設備の維持管理のために必要となる内容はおおむね下記のとおりである。ただし目的とすることは移動観覧席を常に最良の状態で安全に施設利用者の方等に利用していただくこと、耐用年数以上の長期にわたり設備を良好な状態に保つことであるから、それを達成するために必要となることは常に実施しなければならない。

(1)日常保守点検

設備利用前等に設備の動作確認等の保守点検を行い、設備が良好に、安全に利用可能な状態であることを確認する。

(2)定期保守点検

「5 定期保守点検」に述べる内容に相当する定期保守点検を実施する。

(3)修繕

設備の劣化状況、利用頻度、部品供給状況等を踏まえ適切な修繕を実施する。

(4)その他

- ア 維持管理に必要となる技術資料の収集・整備を行うこと。
- イ 消耗品、補修部品、交換部品等の保管・管理を行うこと。
- ウ 維持管理に必要となる各種記録（保守点検記録、機器故障記録等）を行うこと。
- エ 機器操作マニュアル等を作成し、運用の利便性を計ること。
- オ 維持管理計画書を作成すること。

5 定期保守点検

- (1)定期保守点検を行う者は対象設備である移動観覧席（愛知（株）製）の保守点検方法等の知識がある者とし、その内の1名は保守点検の経験がある技術者とする。
- (2)定期保守点検は年間に1回以上実施する。
- (3)点検の内容は下記以上の内容に相当するものとする。

本体

- (1)本体フレームの変形、金属疲労、スライド部摩擦等の確認
- (2)デッキサポートの変形、金属疲労等の確認
- (3)キャンチレバーの変形、金属疲労等の確認
- (4)筋カイの変形、金属疲労等の確認
- (5)車輪の変形、金属疲労、機能、Cリング脱落等の確認
- (6)手すり（クイックガード）の変形、破損等の確認
- (7)後部手すりの変形、破損等の確認
- (8)スライドパネルの変形、破損等の確認
- (9)手すり笠木の変形破損等の確認（各箇所）

- (10) 反転式ステップの変形、破損等の確認
- (11) パックパネルの変形、破損等の確認
- (12) ガイドレールの変形、破損、埋込ナット状態等の確認
- (13) コードドラムの変形、破損、巻き取り状態等の確認
- (14) 変形、破損、巻き取り状態等の確認
- (15) パックタラップの設置状態、踏み面のガタツキ等の確認
- (16) 点検扉の取付状態等の確認
- (17) コードドラム扉の取付状態等の確認

各機能部

- (1) 脚部ロック板の変形、金属疲労、機能、Cリング脱落等の確認
- (2) 平行装置の変形、機能、ベアリング取付状態
- (3) 格段ストッパー変形、取り付け状態、異音等の確認
- (4) 段受ローラーの変形、取り付け状態、異音等の確認

床部

- (1) アルミデッキの変形、浮き、歩行異音等の確認
- (2) フローリングの変形、剥がれ、破れ等の確認

建築取付部

- (1) フロアーアタッチメントの変形取付状態等の確認
- (2) 壁面固定金物の変形、取付状態等の確認

駆動装置本体

- (1) モーターの取付状態、異音、発熱等の確認
- (2) キャタピラーパットの消耗、変形、破損等の確認
- (3) 圧縮バネの取付状態、バランス等の確認
- (4) チェーンの張り具合、取付状態等の確認

起倒装置椅子部

- (1) モーターの取付状態、異音等の確認
- (2) ギヤーの変形、摩擦状態等の確認
- (3) 起倒スプリングの変形、金属疲労等の確認
- (4) リンクの変形、Cリングの脱落等の確認

電気回路部

- (1) 開閉リミットスイッチの取付状態、バランス等の確認
- (2) 起倒リミットスイッチの取付状態、バランス等の確認
- (3) 配線の破損、損傷、変形、発熱等の確認
- (4) 配管の破損、損傷、変形、発熱等の確認
- (5) 制御盤内の各機器の状態、配線状態等の確認

上体椅子部

- (1) 座の張地の破損、汚れ、クッション状態等の確認
- (2) 背の張地の破損、汚れ、クッション状態等の確認
- (3) フレームの破損、取付状態等の確認
- (4) 肘掛けの破損、取付状態等の確認
- (5) 座回転アームの変形、破損、可動状態等の確認
- (6) 椅子カバーの変形、破損等の確認

作動動作の確認

- (1) 収納動作の確認（走行状態、位置ずれ等の確認）
- (2) 使用動作の確認（走行状態、位置ずれ等の確認）
- (3) 各段変速作動時の動作の確認
- (4) 椅子の起立作動動作の確認

安全装置の作動動作の確認

- (1) ペンダントスイッチの使用、収納、停止の確認
- (2) 障害物感知装置の作動状態の確認
- (3) 各信号音の発放状況の確認

- (4) レール感知装置の作動状態の確認
- (5) 後部扉感知装置の作動状態の確認
- (6) ガイドレールのインターロック装置の作動確認（各箇所）

6 細則

- ア 催事で使用する場合は事前に動作確認を行うこと。
- イ 保守点検等を第三者に委託した場合は、指定管理者は実施状況、実施内容等の確認を行い、実施者に対して必要な指示・監督を行うこと。また完了時には検査を実施すること。
- ウ 保守点検等を行ったときは指定管理者は報告書及び記録写真等の資料を作成し整備・保管すること。
- エ 修繕（補修）を第三者に請け負わせた場合は、指定管理者は実施状況、実施内容等の確認を行い、実施者に対して必要な指示・監督を行うこと。また完成時には検査を行うこと。
- オ 修繕（補修）を行ったときは、完成図書及び記録写真等の資料を作成し整備・保管すること。
- カ 各種記録には日時、対象設備、対象箇所、対応者、費用等の維持管理に必要となる項目を記載すること。
- キ 消耗品、補修部品、交換部品は在庫数量、製品供給期間、製品寿命等を考慮し必要数量を保管・管理すること。
- ク 設備に変更を加えた場合は関連する技術資料の更新を行うこと。
- ケ 維持管理計画書には年度毎の保守計画、修繕計画、設備更新計画等をまとめること。
- コ 維持管理計画書には保守費、修繕費、更新費および時期を明示すること。
- サ 維持管理計画書の想定年数は10年以上の期間とすること。

